

学区外・区域外就学許可申請書

豊田市教育委員会 様

学校教育法施行令第8条又は第9条の規定により、豊田市立の学校に学区外・区域外からの就学が必要なため、次のとおり申請します。なお、許可を受けるにあたり、次のことを誓約します。

- ☐
- ☐
- ☐
- 1 通学については、保護者が一切の責任をもち、安全な方法で送迎します。
- 2 申請事由が消滅又は変更となった場合は、教育委員会に報告し、指示に従います。
- 3 就学期間中に学区の変更等が生じた場合は、教育委員会の指示に従います。

申請(届出)日	年	月	日	太枠内を記入してください。	
保護者氏名	(自署又は記名押印)			連絡先	- -
住 所					
今までの住所					
区分	学年	児童生徒氏名		生年月日	続柄
小・中				年 月 日	
小・中				年 月 日	
小・中				年 月 日	
小・中				年 月 日	
指定の学校	小学校		申請学校	小学校	
	中学校			中学校	
申請期間	年 月 日		から	年 月 日	
学区外・区域外就学を申請する事由			(209・211・999の場合は理由を詳細に記入)		※添付書類必須
☐ 仮住まいへの転居(202※)			☐ 住民総意(208)		
☐ 学年途中で転居予定(203※)			☐ 家庭の事情で住所異動不可(209※)		
☐ 学年途中の転居(204)			☐ 留守家庭(210※)		
☐ 高学年途中で転居(205)			☐ 児童生徒の個別事情(211)		
☐ 居住前の住所異動(206※)			☐ 小規模特認校へ就学(212)		
☐ 自治区付き合い(207※)			☐ その他特別な理由(999)		
理由					

兄弟姉妹で申請期間が異なる場合は、別に申請書を作成してください。

委 任 欄	
年 月 日	
私は、以下の者を代理人と定め、学区外・区域外就学許可申請に関する一切の権限を委任します。	
【代理人(窓口に来た人)】	住 所
	氏 名
【委任者(保護者)】	住 所
	氏 名 (自署又は記名押印)

※ 以下、教育委員会記入欄

このとおり、決定する。	起案	年	月	日	決定	年	月	日	通知	年	月	日
許 可 ・ 却 下	決定者(E)	確認(F)	確認(G)	起案	許可事由	許可番号		確認欄 免許証・個人番号カード・ 旅券・在留カード その他()				

学区外・区域外就学許可基準

豊田市教育委員会

事由（コード）	許可基準	許可期間（最大）	添付書類
【仮住まいへの転居（202）】 現在居住している家（公営住宅等を含む。）を新築・改築するために一時的に校区外の仮住まい先に転居するが、転居前の校区の学校へ就学を希望する場合	・転居前の校区の学校に通うこと。 ・転居が現在居住している家（公営住宅等を含む。）を新築・改築するための、校区外の仮住まい先への一時的なものであること。	転居手続日 ～ 仮住まい完了予定日	・住民異動手続に伴い発行された入学指定通知書 ・新築・改築を証明する書類 【例】 住宅の売買契約書 建築確認通知書 ・証明書(様式7)※保護者以外が建築する場合 転居予定を証明する書類 【例】 住宅の売買契約書 住宅の賃貸借契約書 建築確認通知書 ・証明書(様式7)※保護者以外が建築・賃貸借する場合
【学年途中で転居予定（203）】 学年途中で転居する予定であるが、新学年又は新学期の当初等から転居先の校区の学校へ就学を希望する場合 ※年度内に転居完了見込みの場合に限る。	・転居先の校区の学校に通うこと。 ・年度内に就学希望の学校の校区に転居する予定であること（添付書類で転居の予定の日付が年度内であることが確認できる。）。	学年・学期の当初等 ～ 転居予定日	転居予定を証明する書類 【例】 住宅の売買契約書 住宅の賃貸借契約書 建築確認通知書 ・証明書(様式7)※保護者以外が建築・賃貸借する場合
【学年途中の転居（204）】 学年途中で転居したが、現学年又は現学期の終了等まで転居前の校区の学校へ就学を希望する場合	・転居前に通学している学校に通うこと。 ・就学希望期間が最長で現学年の終了までであること(ただし、兄弟が205の事由で就学する場合はその終了時まで。)。	転居手続日 ～ 現学年終了	住民異動手続に伴い発行された入学指定通知書
【高学年途中の転居（205）】 高学年（小学校5・6年、中学校2・3年）在学中の転居で卒業まで転居前の校区の学校へ就学を希望する場合	・転居前に通学している学校に通うこと。 ・就学希望期間が卒業までであること。	転居手続日 ～ 卒業	住民異動手続に伴い発行された入学指定通知書
【居住前の住所異動（206）】 住宅新築等に伴う借入金等の手続のため、実際の転居より先に住民異動手続をした場合に実際の転居完了まで転居前の校区の学校へ就学を希望する場合	・転居前に通学している学校に通うこと。 ・住民異動手続が住宅新築に伴う借入金等の手続のためのものであり、引き続き転居前の校区に居住していること。	住民異動手続日 ～ 実際の転居日	新築購入を証明する書類 【例】 住宅の売買契約書
【自治区付き合い（207）】 校区外の隣接の自治区に所属しているので、自治区の校区の学校へ就学を希望する場合（地理的背景があること。）	・所属する自治区の学校に通うこと。 ・隣接自治区に所属しており、周辺一帯がまとまって地理的關係が深いこと。	教育委員会が許可する日 ～ 卒業	両自治区長の証明書 （様式2） ※兄弟が手続済みの場合は兄弟の申請時の証明書を使用可
【住民総意（208）】 住民総意で校区外の学校へ就学を希望する場合（地理的背景・歴史的背景があること。）	住所が以下の地区であり、住民総意で希望する学校に通うこと。 大平町万作、勘八町中根、勘八町西平地、田折町風穴、田折町折地洞、竜神町寺池、京ヶ峰2丁目（市営を除く）	教育委員会が許可する日 ～ 卒業	なし
【家庭の事情で住所異動不可（209）】 家庭の事情で通常の転居手続が取れずに居所のある校区の学校へ就学を希望する場合	・居所がある校区の学校に通うこと。 ・家庭の事情で通常の転居手続が取れない事情があること。	教育委員会が許可する日 ～ 現学年終了	居所を証明できるもの 【例】 民生委員等の居住証明 （様式3） 住宅の賃貸借契約書 公共料金の請求書
【留守家庭（210）】 留守家庭で親戚・縁者に児童を預けるため、預け先の校区の学校へ就学を希望する場合（小学校6年生まで）	・小学生であること。 ・放課後、留守家庭であること。 ・預け先の校区の学校に就学すること。 ※添付書類に記載の状況から、個別判断します。	教育委員会が許可する日 ～ 現学年終了	・父母及び65歳未満の同居の祖父母の就労証明書 （様式4） ・預かり証明書 （様式5） ・同意書 （様式6）
【児童生徒の個別事情（211）】 児童生徒の学校での状況により、校区外の学校へ就学を希望する場合	児童生徒の学校での状況により、校区外の学校への就学の必要性*が認められること。 * 学校長の意見書等により判断	教育委員会が許可する日 ～ 現学年終了 （2回目は卒業まで）	なし
【小規模特認校への就学（212）】 小規模特認校への就学を希望する場合	・就学指定の学校が小規模校でないこと。 ・年度当初からの就学であること（受付期間内に申請していること。）。 ・小規模特認校を事前に見学していること。 ・小規模特認校への就学が適当であると認められること。	学年の当初 ～ 現学年終了	なし （別途）説明確認書

※審査の結果、却下となる場合があります。

※許可の決定までにお時間をいただくことがあります。

※申請内容と実態が異なる場合は、ただちに許可を取り消します。